

副

本

平成22年(行コ)第300号

公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

控訴人 藤永知子 外18名

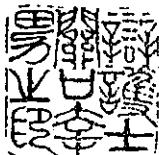
被控訴人 埼玉県知事 外4名

被控訴人ら準備書面(6)

平成25年 9月 2日

東京高等裁判所第24民事部口S係 御中

被控訴人ら訴訟代理人 弁護士 関口幸男



被控訴人らは、控訴人の準備書面(12)及び(15)の主張に對し、下記のとおり反論する。

はじめに、控訴人の上記準備書面で述べる地すべり対策及び治水上の必要性に関する主張は、国土交通大臣の納付の通知を無効たらしめるものではなく、埼玉県知事の受益者負担金の国庫への納付が違法となることはないため、主張自体失当でしかない。

しかし、被控訴人らは、これまで準備書面(2)及び(3)で控訴人の主張に対し、説明(反論)してきているため、従前の扱いに従って、以下、控訴人ら準備書面(12)及び(15)について、反論を兼ねて説明する。

第1 控訴人の準備書面(12)の主張について

1 ハッ場ダム建設事業の地すべり対策について（総論）

控訴人らは、準備書面（12）で、ハッ場ダム建設事業について地すべり対策が不十分であると重ねて主張する。

そもそもダム建設工事は、埼玉県が直接行っているものではなく、国の事業であり、県において、直接その工事内容を把握し、施工方法を審査する権限等を有するものではない。工事自体は国の責任において行われるものであり、控訴人らの主張は、地方公共団体の財務会計上の問題である住民訴訟になじまないものである。

本件ダム計画の事業者であり、実際に本件ダムの貯水池周辺斜面の安定性を確保するために、調査・検討・施工を行っている国土交通省は今回のハッ場ダム建設事業の検証においても、最新の技術を用いた調査を行い、現時点で考えられる最大限の地すべり等の範囲を想定した対策工法等の提示がなされているところであり、代替地地区の安全対策についても同様である。（「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」（以下「検討報告書」という。）4-3～5頁、甲D25号証）

なお、国土交通省関東地方整備局は、ダムの建設にあたって、試験湛水を行って湛水に伴う地すべり等に関する安全性を最終的に確認することとされており、ハッ場ダムについても同様な対応を行うこととしている。（甲D25号証4-3頁）

ハッ場ダムにおいても、今後も実施される地すべり調査や設計作業により精度向上が図られ、試験湛水にあたり貯水池周辺全域の斜面を対象とした再検討も予定され、貯水池周辺の地すべりに対する評価や対策等の修正が図られていくものであり、検討過程の一断面をとらえて、ハッ場ダムが欠陥ダムのような主張をするのは極めて不適切であり、地すべり対策が不十分であるとの控訴人らの主張は独自の見解であり、是認し得ない。

地すべりの問題は、八ッ場ダム建設事業の事業主体である国（国土交通省関東地方整備局）の事業施工上の技術的問題に過ぎず、実際に国土交通省関東地方整備局の対策工の実施により解決可能な事柄である。

そのため、この点についての控訴人らの主張は主張自体失当であり、実体に踏み込んだ審理は不必要であり、意味の乏しいものである。

また、この点に関する控訴人らの主張は、八ッ場ダム建設事業により埼玉県が河川法63条1項に規定する治水上の利益を受けるか否かという本件の争点とも関わりがない。（地すべり対策が不十分であるから事業を実施すべきでないという主張は、事業の実施を前提とする治水負担金の支出を違法とする理由になり得ない。）本件ダム計画は国土交通大臣が法律に基づき定めたものであり、埼玉県がその計画の適法性及び妥当性について審査する立場になく、控訴人らの八ッ場ダム建設の治水に関する負担金の納付の差止請求等についての違法事由の主張としては、主張自体失当のものである。

2 控訴人らの個別の主張についてのコメント

坂巻幸男氏（以下「坂巻氏」という。）による「意見書」（甲D29号証。以下「意見書」という。）は、検討主体である国土交通省関東地方整備局が地すべりに関する検討報告書を作成するにあたって、コンサルタントに業務の委託を行った際に、コンサルタントが国土交通省関東地方整備局に提出した「H22八ッ場ダム周辺地状況検討業務報告書」（甲D28号証）について意見を述べたものとなっているが、坂巻氏は、検証と題して、単に報告書の記載内容に対する根拠のない独自の見解を述べたに過ぎず、この報告書はこれまでの地すべりについての国の見解を超えるもの

ではなく、また、地すべり技術指針（案）を地すべりの検討に機械的に適用したにすぎないと述べている（甲D29号証9頁）が、八ッ場ダムの検討における地すべり対策の点検は、最新の全国共通の技術指針である地すべり技術指針（案）に基づき、レーザープロファイラー等の最新の技術を用いた調査結果を踏まえて、ボーリングコアの観察や現地踏査を再度実施し、各箇所の対策の必要性、対策案について改めて点検したものであって、坂巻氏の主張は当たらない。

なお、被控訴人らの説明及びコメントの多くは、八ッ場ダムの検討において国土交通省関東地方整備局が公表した検討報告書（甲D25号証）によるものであることを、予めお断りしておきたい。

ア 地すべり地形等の抽出について

（ア）意見書の主張

レーザープロファイラーの活用は、新知見が加わったかのごとく期待させるが、レーザープロファイラー測量図で示された地域は、基本的に従来の地すべり抽出箇所の22箇所を対象としており、この22地域を細分化したにすぎないから、レーザープロファイラー測量図による地すべり地形の判読結果は、全くの期待外れである（甲D29号証、2頁）。

（イ）意見書の主張に対するコメント

八ッ場ダムの検討における地すべり対策の必要性の点検では、貯水池周辺の地すべり地形等について、レーザープロファイラー測量図からの判読によって50地区84箇所を抽出し、現地踏査や湛水の影響を考慮した上で、精査の必要性を評価しているものであり、従来の地すべり抽出箇所の22箇所を対象としたものではない。

イ 地すべり等の安定解析に用いる数値の設定について

(7) 意見書の主張

地すべり技術指針（案）に基づき、地すべりの安定解析に用いる数値を機械的に設定しているが、八ッ場ダム周辺の特殊な地形・地質条件を考慮すべきであり、地下水位についても安全率が高くなるよう設定するなど設計条件が甘くなっている。また、応桑岩屑流堆積物についても一般の砂質土として評価しているが、特殊土として評価すべきである（甲D29号証、意見書の検証10.12.13）。

(8) 意見書の主張に対するコメント

安定解析における数値等の設定については、検討報告書の補足資料3として関東地方整備局が作成した「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討『地すべり等の対策工』」（乙176号証2-1～2-5頁、5-4～5-6頁）において、観測結果や試験結果から、その設定根拠が整理されており、何ら問題はない。

なお、安定解析における数値等については、平成24年3月23日に衆議院議員斎藤やすのり議員から「八ッ場ダムの地すべり対策及び代替地安全対策に関する質問主意書」（乙177-1号証）が提出されている。これに対する、「衆議院議員斎藤やすのり君提出八ッ場ダムの地すべり対策及び代替地安全対策に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質180第145号平成24年4月3日。以下「答弁書」という。乙177-2号証）の五の1及び2においても、「八ッ場ダムの地すべり等対策については、応桑岩屑流堆積物の存在も考慮して、ボーリング調査等で得た112試料等を基に現時点で得ている土質定数のうち、貯水池周辺斜面の安定性が最も低く評価されるものを用いて安定計算を行っており、現時点で土質定数を見直すことは考えていない。この対策については、安定計算、航空レーザー測量、現地踏査等に基づき、適切に検討を行ったと考えているが、今後の実際の施工に当たっては、

必要に応じて、新たに地質調査等を行った上で、これらの結果を詳細設計に反映させることとしている。」と答弁されているところである。

ウ 地すべり対策施設における地震対策について

(ア) 意見書の主張

安定解析における安全率の設定において、地震の影響を考慮していない（甲D29号証、意見書の検証10）。

(イ) 意見書の主張に対するコメント

地すべり対策施設における地震対策については、前述の答弁書の三において、「八ッ場ダムの地すべり等対策の検討については、地すべり技術指針（案）に基づき行っているものであり、同指針（案）においては、地震時の地すべりの挙動に係る評価手法が現時点で研究途上にあることを踏まえ地震時の外力は考慮されておらず、八ッ場ダムの地すべり等対策の検討においても当該外力は考慮していないが、平成23年東北地方太平洋沖地震において、国土交通省所管のダムで既に貯水池周辺の地すべり対策が行われていた箇所で、追加対策が必要になった箇所は確認されていないことも踏まえ、現時点で御指摘の再検討を行う予定はない。」と答弁されているところである。

3 結論

控訴人らは、八ッ場ダムのダム湖となる吾妻川の両岸の斜面には地すべりの痕跡があり、これら地すべりの多くはダム湖の貯水で水没ないし半ば水浸することとなり、地すべりの危険性は著しく増大し、通常のダムとしての効果を期待できないと主張するが、地すべり調査は、貯水池の試験湛水が終了するまで継続的に行われるのが一般であり、八ッ場ダムにおいても、今後も実施される地すべり調査や設計作業により精度向上が図られ、試験湛水にあたり貯水池周辺全域の斜面を対象とした再検討も予定され、貯水

池周辺の地すべりに対する評価や対策等の修正が図られていくものであり、八ッ場ダムの検討にその調査結果を反映することができたレーザープロファイラー等の最新技術による精度の高い調査もその一例であって、検討過程の一断面をとらえて、八ッ場ダムが欠陥ダムのような主張をするのはきわめて不適切である。

控訴人らの主張は、控訴人らの杞憂を出るものではないが、いずれにしても国土交通省関東地方整備局の対策工の実施により技術的に解決し得るものであって、その意味で本件の八ッ場ダム建設の治水に関する負担金の納付の差止請求等についての違法事由の主張としては、主張自体失当のものである。

以上に述べたように、地すべりの問題は国の事業施行上の技術的問題に過ぎず、このような事柄は埼玉県の住民監査請求における監査の対象ひいては住民訴訟の審理の対象となるものでもないうえ、地すべりの問題は技術的に解決し得る問題でしかなく、控訴人らの八ッ場ダム建設の治水に関する負担金の納付の差止請求等についての違法事由の主張としては、主張自体失当のものである。

第2 控訴人の準備書面（15）の主張について

1 治水調査会利根川小委員会議事録と治水調査会利根川委員会議事録について（控訴人ら準備書面（15）第2の1～3（2～4頁），第3（7頁））

（1）控訴人らは、昭和22年11月25日から昭和23年9月24日まで10回開催された「治水調査会利根川小委員会」（以下、「小委員会」という。）議事録（甲B第189号証、乙第178号証）によれば、八斗島基準地点の基本高水のピーク流量である1万7000m³/秒は政治的に決定された数値であり、科学的な根拠がなく、控訴人らがこれまで主張し

てきた1万5000m³/秒以下が正しい旨主張している。

小委員会議事録を俯瞰的に読めば、第4回まで的小委員会においては八斗島基準地点のピーク流量を1万5000m³/秒として議論が進められていたことがうかがえる（甲B第189号証、乙第178号証、1~7頁）。そして、第6回小委員会において当時の第一技術研究所（現在の独立行政法人土木研究所）から八斗島基準地点のピーク流量1万7000m³/秒が示され（甲B第189号証、乙第178号証8・9頁），第7回から第9回までの小委員会で議論を行った結果（甲B第189号証、乙第178号証、9~14頁），1万6850m³/秒を昭和22年9月の出水における最大流量として決定した事実が認められる（甲B第189号証、乙第178号証、21頁）。

控訴人らは、ピーク流量1万7000m³/秒に決める意思が小委員会の会議の途中から働いて、それ以外の案を排除するようになったと一方的に推測し、合理性を排除する意思が存在するとまで主張しているが、この小委員会議事録からそのような存在をうかがうことは全くできない。

控訴人らは、第8回小委員会議事録にある「結局討議の結果、利根川小委員会に関係府県土木部長を加えた懇談会を開き、地方の政治的意向を聞いた上で改めて協議会（知事を含める。）を開くことに決定」（甲B第189号証、乙第178号証、11頁）との記載のみを断片的に捉え、1万7000m³/秒は政治的に決められたものと一方的に断定し、科学的な根拠がないと主張しているに過ぎない。

(2) 埼玉県にとって昭和22年の洪水では、埼玉県北埼玉郡東村（現加須市）新川通地先において、延長340mの破堤を生じた。この堤防決壊による被害状況は、死者78名、負傷者1,

506名、家屋の浸水138、854戸（うち床上浸水102、855戸）という未曾有の甚大な災害であった。（乙第25-1、2号証）

これに加え、当時群馬県では、昭和22年の洪水の甚大な被害を痛感し、群馬県復興方策委員会を設置し、当時の日本学術振興会（現在の日本学術会議）に対して災害の様相の科学的な究明、将来への災害防除策及び復興計画の調査・立案を要請し、日本学術振興会から報告された報告書が「カスリン颱風の研究」（乙第179号証）であり、これによれば当時の群馬県知事、群馬県議会議長、日本学術振興会特別委員会委員長の言葉からも昭和22年の洪水が未曾有の大災害であり、最大限の危機意識をもって対処していたことがうかがえるのである（乙第179号証序文1・序文3・序文5・序文6）。

また、「報道写真集カスリーン台風」（乙第180号証）、「関東地方水害写真集」（乙第181号証）及び「カスリーン台風から50年 忘れられぬあの日」（乙第182号証）により、八斗島地点上流域の本支川において大氾濫が発生し、甚大な被害となったことを説明しているが、控訴人らの八斗島地点上流域での氾濫は比較的小さなもので、取り上げる必要がないものとの推測は、無責任極まりないものであり、被害が出るおそれのある地域を抱える自治体関係者や群馬県民にとって耐え難い暴言であろう。

（3）上記（1）及び（2）に述べたように、控訴人らは、60年以上前に開催された小委員会議事録と委員会議事録を断片的に都合よく解釈し、八斗島基準地点のピーク流量1万7000m³/秒には科学的な根拠がなく、自ら主張している1万5000m³/秒以下が科学的に正しい旨主張しているが、小委員会議事録と委員会議事録からはそのような事実は全く確認できない。

(4) いずれにせよ、控訴人らの主張はいずれも失当である。

2 八斗島地点とその下流の川俣地点の観測流量について（控訴人ら準備書面（15）第2の4, 5（4～7頁））

(1) 控訴人らは、八斗島地点から約30km下流にある川俣地点でのカスリーン台風時の最大観測流量が1万3440m³/秒であり、八斗島地点の最大観測流量が1万7000m³/秒であるとするところ、下流にある川俣地点での流量が上流の八斗島地点の流量より少ないとするため、不合理であり辯護が合わない旨主張している。

しかし、下流の川俣地点が上流の八斗島地点の流量より少ないとことについては、利根川百年史では、「小委員会報告書では、石田川および早川の堤防決壊による利根川からの逆流量を1,500m³/秒～2,000m³/秒と推定し、残りの1,410m³/秒～1,910m³/秒は河道において調節されたと考えられるとした。」としている（乙第183号証910頁）。

(2) 控訴人らは上記の小委員会の報告について、広瀬川、小山川からの利根川本川への流入量がゼロである根拠が示されていないのに、カウントされていない（利根川本川への流入量をゼロとしている）旨、また、石田川、早川への利根川本川からの逆流は推測に過ぎず、利根川本川における河道貯留があったかどうかの根拠が示されていない旨主張している。

石田川、早川への利根川本川からの逆流があったことについては、日本学術振興会から報告された報告書「カスリン颶風の研究」に記載されている。

まず、石田川については、「然るに右岸は無堤であり従って小島、上小島高林208haに亘って午後2時頃より利根川の逆流により浸水し、徐々に増水し、午後7時～8時に於いて0.4mの増水であった。」と記載されている（乙第179号証290頁）。

また、早川についても、「右岸は殆ど無堤に近く利根川の逆流を受けて溢流し晝頃より前小屋、二つ小屋まで逆流し、此の地区一帯 199 ha に亘って 2.0 m 近い水深となった。堀口、前島地先の左岸は晝頃より全面的に溢流し、午後 7 時～8 時頃には溢流水深は約 0.2 m に達し、遂に破堤欠潰した。即ち午後 7 時頃 100 m, 24 m, 61 m, 26 m と欠潰した。此の為に尾島町、前島、岩松、堀口、備前島、押切、上小島 539 ha に亘って急激な増水を見た。此等の地区は 1.0 m～2.0 m の浸水となつたがさらに午後 11 時～12 時頃、広瀬川の侵入水の影響によって最深状態となつた。尚ほ（原本どおり）小島上小島 208 ha は利根川の石田川への逆流により午後 2 時頃より徐々に浸水していたが午後 8 時～9 時急激に増水した。之れは地口地先早川左岸堤欠潰のためである。」と記載されている（乙第 179 号証 290 頁）。

さらに、広瀬川についても、「広瀬川本川及び粕川（広瀬川の支川）は午後 7 時 30 分頃が最高水位であり、利根川は午後 8 時最高水位であった。然し広瀬川は利根川に対しては常に順流であった事は確認された。但し前述の如く、堤防は各所にて欠潰し午後 8 時に於ける広瀬川よりの侵入水による。浸水地区は 4400 ha に達し、其の流量の大半は河道外に逃げ、利根川に合流した流量は極く少量と推定される。」と記載されている（乙第 179 号証 289・290 頁）。

このように、小委員会及び委員会は、八斗島地点下流から川俣地点までに合流する支川である広瀬川、石田川、早川の状況をある程度把握した上で、議論を進めているのである。

(3) 「報道写真集カスリーン台風」（乙第 180 号証）、「関東地方水害写真集」（乙第 181 号証）及び「カスリーン台風から 50 年 忘れられぬあの日」（乙第 182 号証）により、八

斗島地点上流域と同様に八斗島地点下流域の川俣地点までの利根川左岸の支川である広瀬川、石田川、早川とそれらの支川においても、利根川合流点付近で大氾濫が発生し、甚大な被害となっているのである。

(4) 控訴人らは、小委員会の報告で計算根拠が示されたのは利根川本川から石田川と早川への逆流 $1,500 \text{ m}^3/\text{秒} \sim 2,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ だけであり、川俣地点の最大観測流量が $1\text{万}3440 \text{ m}^3/\text{秒}$ なので、これらを合算し、八斗島地点の最大流量は $1\text{万}4940 \text{ m}^3/\text{秒} \sim 1\text{万}5440 \text{ m}^3/\text{秒}$ と推測される旨主張している。

まず、石田川と早川への逆流については、切れ口（破堤箇所の断面）や浸水状況からの推定値でしかない（乙第178号証69頁）。

また、川俣地点の観測流量について「カスリン颶風の研究」には、「浮子は竹浮子を使用し昭和橋より投下したが、時以後（その後）は昭和橋が破壊したので、流木の大きいのを見付けて之に依り観測し表面浮子として計算して見た。此の場合更正係数が問題となり、流量は他の観測箇所に比して精度が多少落ちると思われる。」と記載されており（乙第179号証283頁），相当な誤差が含まれると推定される。

さらに、控訴人ら自ら、河道貯留効果は、河川工学において確立されている科学的知見である旨主張しているにもかかわらず、これを考慮していない。

これらの事実から、控訴人らの主張は河川工学的な意味を持たない、単なる数字遊びに過ぎないのである。

第7回小委員会議事録では、「 $1\text{万}7000 \text{ m}^3/\text{秒}$ が各方面から出たのだから、それを採る立前（原本どおり）が正しいと思う。」，「八斗島で $1\text{万}7000 \text{ m}^3/\text{秒}$ の合流量は信頼し得

る数字であるから動かさない方が良いと思う。」との意見が委員からも出ており(甲B第189号証,乙第178号証10頁),控訴人らが主張する $1\text{万}4\,940\text{m}^3/\text{秒}$ ~ $1\text{万}5\,440\text{m}^3/\text{秒}$ と小委員会が決定した $1\text{万}7\,000\text{m}^3/\text{秒}$ ではどちらの精度が高いかについては自明の理であろう。

(5) 控訴人らの主張はいずれも失当のものである。

3 東京新聞の報道について(控訴人ら準備書面(15)第1(2頁))

(1) 控訴人らは, 2013年(平成25年)1月6日付けの東京新聞の報道(甲B第188号証)を挙げ, 昭和24年に策定された「利根川改修改訂計画」における八斗島地点の基本高水のピーク流量 $1\text{万}7\,000\text{m}^3/\text{秒}$ の採用が合理的な根拠を欠いていたこと, また, この $1\text{万}7\,000\text{m}^3/\text{秒}$ という数字は, 現在の八斗島地点の基本高水のピーク流量 $2\text{万}2\,000\text{m}^3/\text{秒}$ の基本となった数字であり, 前者に根拠がなければ後者にも根拠がない旨主張している。

(2) まず, 「利根川改修改訂計画」における八斗島地点の基本高水流量 $1\text{万}7\,000\text{m}^3/\text{秒}$ が小委員会及び委員会の審議を経て, 合理的に設定されたことは, 上記1及び2に述べたとおりである。

(3) 次に, 「利根川改修改訂計画」における八斗島地点の基本高水のピーク流量 $1\text{万}7\,000\text{m}^3/\text{秒}$ が現在の「利根川水系河川整備基本方針」における基本高水のピーク流量 $2\text{万}2\,000\text{m}^3/\text{秒}$ の基本となった数字である旨主張している点については, 2013年(平成25年)1月6日付けの東京新聞の報道記事の「国交省は現在, $1\text{万}7\,000\text{m}^3/\text{秒}$ を基に同台風並みの雨が降った場合, 最大流量 $2\text{万}1\,100\text{m}^3/\text{秒}$ と想定し, 八ッ場ダム計画を進めている。」との記載によるものであろうが(甲B

第188号証), 誤解を招く誤った記載であり, これに基づく控訴人らの主張も誤ったものである。

昭和22年9月のカスリーン台風時の群馬県伊勢崎市八斗島地点の最大流量の推定値1万7000m³/秒は, 昭和24年の「利根川改修改訂計画」の策定時に基本高水のピーク流量を設定するに際して参考とされたものである。

これに対して, 昭和55年の「利根川水系工事実施基本計画」の変更では, 昭和55年時点での河川整備に対する社会的要請や今後想定される将来的な河川整備の状況等も含めた検討を行い, 将来的な計画値として, カスリーン台風と同程度の降雨があった場合に, 八斗島地点を通過すると推定される流量を(貯留関数法による) 流出モデルで計算した2万2000m³/秒と計算結果を確率処理した200年超過確率規模の流量2万1200m³/秒のいずれか大きい値を採用して, 基本高水のピーク流量2万2000m³/秒と設定されたものである。

また, 平成18年2月に策定された「利根川水系河川整備基本方針」では, 社会資本整備審議会において, 既定計画の基本高水のピーク流量について, 年最大流量と年最大降雨量の経年変化, 流量確率による検証, 既往洪水による検証により, 既定計画の基本高水のピーク流量は妥当であると判断されている。

(乙第142号証)

その後, 平成22年に当時の馬淵澄夫国土交通大臣が利根川水系の流出計算モデル等について検証することを表明し, 国土交通省は自らデータを点検した上で, 現行の流出計算モデルの問題点を整理し, 蓄積してきたデータや知見を踏まえて新たな流出計算モデルを構築し, これを用いた基本高水の検証を行うこととした。その際には学術的な観点からの評価が重要であり, 評価をする上で, 客觀性と中立性の確保が不可欠なことか

ら、日本学術会議に依頼した。

そして、国土交通省は、日本学術会議から提示された留意事項に沿って新たな流出モデルを構築し、八斗島地点における観測史上最大洪水である昭和22年9月洪水のピーク流量の推定値を2万1100m³/秒、1/200の確率流量を2万2200m³/秒と計算し、日本学術会議もこの結果を妥当と結論付けている（乙第143、144号証）。

なお、日本学術会議では、土木工学・建築学委員会の下に設置された河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会において、京都大学及び東京大学が有する2つの異なる連続時間分布型モデル（以下、それぞれのモデルを「京大モデル」及び「東大モデル」という。）を用いて昭和22年の洪水流量の推定幅を推定し、その推定結果と新モデルの結果を比較しているが、その推定値の幅は、京大モデルを用いた場合には2万0908m³/秒～2万3462m³/秒の範囲、東大モデルを用いた場合には2万0450m³/秒～2万1955m³/秒の範囲となり、国土交通省が新モデルにより算出した昭和22年洪水におけるピーク流量2万1100m³/秒は上記推定値の幅の中にあり、妥当であることを確認している（乙第144号証）。

さらに、国土交通省は、この検証の結果を、河川整備基本方針を定めようとするときに意見を聽かなければならない「社会资本整備審議会河川分科会」に報告したところ、同分科会は、日本学術会議からの回答等を踏まえ、利根川の基本高水を変更する必要はないとの認識で一致した（乙第145号証）。

このように、昭和22年9月のカスリーン台風時の八斗島地点の最大流量の推定値1万7000m³/秒を基に2万1100m³/秒を想定しているとの報道は全くの誤りである。2万1100m³/秒は日本学術会議から提示された留意事項に沿って国

土交通省が利根川の基本高水の検証において新たに構築した流出モデルから計算したものであり、八斗島上流域の氾濫量を用いて計算したものではなく、また、昭和24年策定の「利根川改修改訂計画」における小委員会や委員会の議論を基にしたものでもない。

控訴人らの主張は、誤った認識のものでしかない。

(4) なお、付言するに、大河原雅子前参議院議員の「利根川・江戸川河川整備計画の策定に関する質問主意書」（乙第184-1号証）及び「同答弁書」（乙第184-2号証）によれば、大河原前議員から「利根川・江戸川河川整備計画原案の治水目標流量1万7000m³/秒は、国土交通省が利根川洪水流出計算の新モデルを使って1/70~1/80の治水安全度に相当する流量を算出したものと説明されている。この新モデルで昭和22年カスリーン台風の再来計算流量は2万1100m³/秒（八斗島地点）であり、同台風の実績ピーク流量の公称値1万7000m³/秒と比べて、4,000m³/秒以上も過大であることから、新モデルの科学性の有無が利根川・江戸川有識者会議の議論で大きな争点となってきた。さらに、本年2月21日の第9回利根川・江戸川有識者会議で「治水調査会利根川小委員会・利根川委員会の議事録」が委員からの要求により配布された。これはカスリーン台風直後の昭和22年11月から24年2月までの建設省内の委員会の議事録である。この議事録から、カスリーン台風洪水実績流量の公称値1万7000m³/秒は政治的に決められたものであり、実際の実績流量はそれより小さい数字で、1万5000m³/秒以下であったことを読み取ることができる。その結果、新モデルによるカスリーン台風の再来計算流量2万1100m³/秒と実績流量との差は6,000m³/秒以上にもなり、新モデルは、過大な洪水流量を算出す

る非科学的な洪水流出計算モデルであることが一層明白になつたと考えられる。このことについて政府の見解を明らかにされたい。」との質問（乙第184-1号証10・11頁）がなされた。

これに対して、政府は、「御指摘の意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省は、より精度の高い流出計算モデル（以下「新モデル」という。）を構築し、新モデルによる洪水の再現性の検討等を行うこととし、その結果を「利根川の基本高水の検証について」として取りまとめ、平成23年9月に公表したところである。

また、当該検証に関しては、同年1月13日に日本学術会議に学術的な観点からの評価を依頼し、同年9月1日に、新モデルについて、基礎方程式及び数値計算手法に誤りがないことを確認するとともに、観測データのない場合及び計画策定へ適用する場合に必要となる新モデルの頑健性を確認し、さらに、新モデルをそのような場合に適用したときの不確定性を評価した上で、新モデルによって計算された八斗島地点における昭和22年の既往最大洪水流量の推定値等は妥当である旨の回答を得たところであり、同省としては新モデルは妥当なものであると考えている。なお、新モデルの構築に当たっては、同年11月から昭和23年9月の治水調査会利根川小委員会及び昭和24年2月の同調査会利根川委員会における議論は基にしていない。」と回答している（乙第184-2号証6・7頁）。

（5）控訴人らの主張はいずれも失当のものである。

以上

